寝屋川市いじめ問題再調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋 川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市いじめ問題再調査委員会(以 下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織)

- 第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 弁護士
 - (2) 精神科医
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 心理又は福祉の専門家
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 市長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員 を解嘱することができる。

(委員の秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職

務を代行する。

(臨時委員)

- 第6条 委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があると認めると きは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門の知識を有する者のうちから、市長 が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する審議が終了したと きは、解任されるものとする。
- 4 第4条の規定は、臨時委員について準用する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

- 第8条 委員会は、その担任事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 委員会は、その担任事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、こども部こどもを守る課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。